

# 大和郡山市 農委だより

第55号

令和2年2月発行

大和郡山市農業委員会

Cover Photo  
奈良特産イチゴ  
『古都華』

(今西農業委員のイチゴハウス)

## 『農業委員任期の最終年にあたり』

平素は、農業委員会活動に、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

元号も平成から令和に改元され、我々農業委員、農地利用最適化推進委員の任期も、残すところ、あとわずかとなりました。本年7月には、新しい農業委員、農地利用最適化推進委員が誕生いたします。

さて、国の新しい農業施策、いわゆる平成の農業改革に伴い、農業委員会制度も大きく見直されました。農業委員の選出は、それまでの推薦・選挙から、任命・委嘱へとかわり、我々はその新しい制度下での、最初の委員となりました。

また、全国的に荒廃農地の増加や農家の高齢化、担い手不足等により、農業委員会活動が、これまでの農地の権利移動の審議・許可、調整活動に加え、耕作放棄地の発生防止・解消活動、担い手への農地の集積・集約化、新規就農者への支援や掘り起こしなど、いわゆる『農地等の利用の最適化』が農業委員会の重要課題として位置づけられ、農業委員会等に関する法律にも明記されております。さらに、令和元年6月には、これまでの『人・農地プラン』を、より実効性のあるものにすべく、農林水産省より通知が出されたところであります。ここでも農業委員会のリーダーシップが期待されています。

このように、日本の農業施策の中で農業委員会の役割

は、益々、重要かつ、重大になってきております。

本市においても、現委員の任期中に、市内各所において、農業委員、農地利用最適化推進委員のたゆまぬ努力により、耕作放棄地の解消と担い手への農地の集積・集約化に繋げてまいったところでございます。

また、委員自ら汗を流す活動として、耕作放棄地を解消し酒米を栽培して、大和郡山産の吟醸酒をつくる取り組みも、8年目をむかえております。今年も中谷酒造様にて醸造して頂いた『こをろこをろ』が、大和郡山の特産品として、市内各スーパーにて販売されています。

新しい制度下での農業委員会として、我々農業委員、農地利用最適化推進委員の始まりは、大変不安なものでありましたが、この難局を各委員が一丸となって、ここまで乗り越えて参りました。これも偏に、農家の皆さまの暖かいご支援と、ご協力の賜と感謝致す次第でございます。

最後に、日本の農業を取り巻く情勢は、大変厳しいものがありますが、こういう時こそ、農家の代表としての農業委員会に、ご支援、ご協力を賜りますことをお願い申し上げ、結びの挨拶とさせていただきます。



大和郡山市農業委員会  
会長 飯田 喜代視

■会長挨拶『農業委員任期の最終年にあたり』	1
■農業委員会について	2
■農地に関する法律(農地法)について	3
■『元気ハツラツ朝市』紹介! / 大和郡山の特産品紹介～古都華(ことか)～ / 活動写真からの1枚	4

もくじ

# 農業委員会について

## 大和郡山市農業委員会について

平成28年に農業委員会に関する法律が改正され、大和郡山市の農業委員会は、平成29年7月に、これまでの23名の農業委員から、7名の農業委員と12名の農地利用最適化推進委員で構成されることとなりました。

また、令和2年7月には、新しい農業委員会制度に移行し、初めて任命・委嘱された現在の農業委員、農地利用最適化推進委員の任期が満了します。

## 農業委員の任命、農地利用最適化推進委員の委嘱について

農業委員選出にあたっては、平成28年の法律改正で推薦・選挙が廃止されました。それに代わり、農業委員は市長が議会の同意を得て任命し、農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱することとなっています。

なお、農業委員、農地利用最適化推進委員は、自薦・他薦を問わず、公募により募集を行います。

## 農業委員会の活動について

農業委員会はこれまで、農地の権利移動の審議・許可等が主な仕事でした。しかし、全国的に耕作放棄地の増加や、農業の担い手が不足していることから、これまでの許認可業務に加え、次のことが主要な活動に位置づけられています。

- ① 耕作放棄地の発生・防止、解消活動
- ② 担い手への農地の集積・集約化
- ③ 新規就農者の支援・掘り起こし活動

また、農業委員会では年に1回、管内の農地の耕作放棄地実態調査(利用状況調査)を実施しています。

## 集落内の将来の農地について

農業委員会では、集落内の農地の管理について、積極的に助言や支援を行っています。

集落内の5年先、10年先の農地についての計画(『人・農地プラン』といいます。)策定について、集落内の話し合いに積極的に参画し、アドバイスを行っています。



# 農地に関する法律(農地法)について

## 農地法の目的について

農地は、国内の生産基盤であるとともに、限られた資源です。そのため、農地を農地以外のものにすること(農地転用)を規制し、また、農地の有効利用を図るために、担い手の農地の権利取得を促進しています。これにより、国内の食糧の安定供給と確保を図ることを目的に作られた法律が『農地法』です。

## 農地の権利移動について

田・畠の権利移動(所有権移転・賃借権設定等)は、農業委員会への申請・許可が必要です。特に、農業委員会の許可書の添付がなければ、所有権移転登記の申請をする事はできません。

■農地を耕作目的での売買や、賃貸借等の申請 → 農地法第3条申請

## 農地転用について

農地を農地以外にすることを、農地転用といいます。いくら自分の農地だからといって、勝手に農地転用することは法律で禁止されています。県知事の許可や市農業委員会届出(市街化区域内農地の場合)が必要です。

■自分の農地を転用するときの申請 → 農地法第4条申請・届出

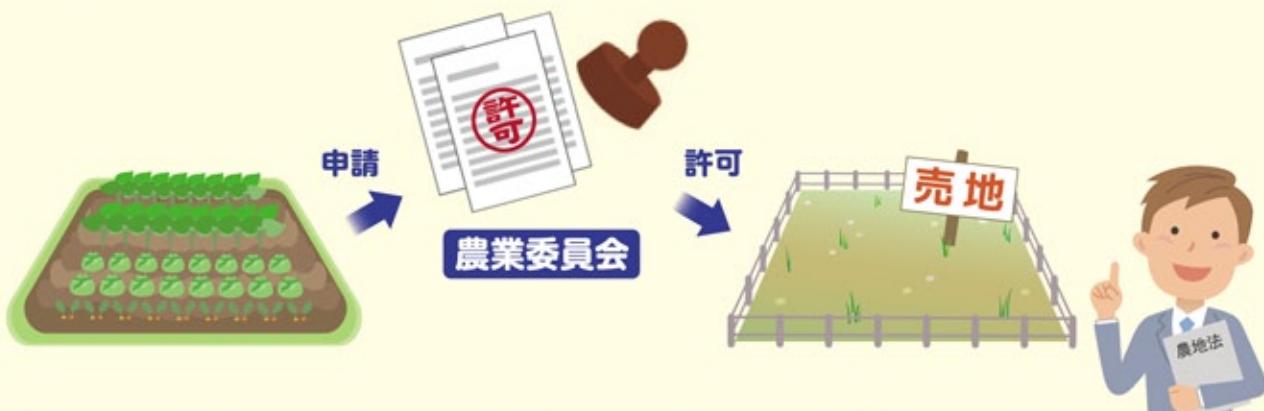
■他人の農地を買ったり、借りたりして転用するときの申請 → 農地法第5条申請・届出

※ 農地転用を希望される場合は、まずは農業委員会事務局にご相談ください。

## 農業振興地域内農用地区域について

いわゆる『農振農用地』と言われる農地で、通称『青地』とも言われます。『農用地区域』は農業振興地域整備促進法という法律に基づいて、地番で設定されています。農用地区域に指定されている農地は、指定を解除しなければ農地転用の申請を行うことができません。

また、指定解除の申出は、年に2回、5月と11月のそれぞれ1ヶ月間のみ、市農業水産課にて受付を行います。





# 「元気ハツラツ朝市」紹介!

～年の瀬の朝市に参加して～



師走の28日、慌ただしい中9:00から朝市が始まる。たくさんの人の列、さすが年の瀬、並ぶ野菜も雑煮の大根、金時人参、小芋も等々。一番目についたのが、〆縄、正月用のミニ盆栽。

〆縄は会員さんの中で、田植えをして米を取らずに、〆縄を作るわらを取るためだけにつくられるとか。「すごい事だなあ」と感心し、次々に売れていく

〆縄を見ながら、正月気分を味わっていました。

まだ、この様な風景を見られることに「ホッ」とし、これからも長く年の瀬の朝市を続けて頂きたいと思いつつ、自分自身も会員の一員として、参加できる事をうれしく思いました。

(農業委員:亀岡)



矢田地区で農家の女性が中心となり、有機肥料・減農薬で作られた、身体にやさしい旬の地元野菜の朝市です。

毎月、第1土曜日・第3水曜日の午前9時からJA矢田支店で開催



大和郡山の  
特産品紹介

## ことか ～古都華～



奈良県が開発し平成23年に品種登録された、奈良県生まれのオリジナルイチゴです。

古都華は糖度が高く、ほどよい酸味で濃厚な味わいです。甘い香りが強く、ほおばると甘酸っぱい果汁が口いっぱいに広がります。



## 活動写真からの一枚



農業委員会では、農業委員・推進委員が耕作放棄地を解消する活動を行っています。今年度は、九条町の耕作放棄地に酒米の山田錦を植え、農地を再生しました。



# 農業委員会からのおしらせ!

## 農地の違反転用は止めましょう! 農地転用には許可が必要です。

農地を農地以外に用途変更(農地転用)するには、農地法に基づく許可が必要です。

詳しくは、農業委員会事務局へ直接ご相談ください。

## 農地を相続した場合には、 農業委員会への届出が必要です。

相続で農地を取得した場合には、農地がある市町村の農業委員会に届け出る事が、農地法にて義務付けられています。

## 農地の適正利用に ご協力をお願いします。

耕作放棄地は、雑草の繁茂や病害虫の発生源になるばかりか、ゴミの不法投棄や火災の原因になるなど、周辺へ悪影響を及ぼすことになります。農地を耕作されない場合でも、適宜草刈りを行うなど、農地の適正管理にご協力をお願いします。



## 農地の転用、 売買、貸付等の **(締め切り日)**



- 農地法第3条・4条・5条関係 毎月25日が締め切り日です。
- 市街化区域内農地の転用届出 随時、受付いたします。

農家の経営と暮らしに役立つ情報を毎週提供

## 全国農業新聞

- 月4回発行(毎週金曜日)
- 購読料:1ヶ月 700円

お申し込み

地方版には  
身近な情報が  
満載!

農業委員会事務局へ ☎53-1746

## 農業者年金に加入しませんか

### 農業者年金5つのメリット

- ①少子高齢時代に強い積立方式の公的年金
- ②保険料は自分で選べ、いつでも見直しできる  
月額2万円～6万7千円までの間で千円単位で自由に選択
- ③終身年金で80歳までの保証つき
- ④社会保険料控除など税制面でも大きな優遇
- ⑤条件により若手農業者には保険料の国庫助成あり

### ○加入要件

- ①国民年金1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満

農地を持っていない農業者や、配偶者、後継者など家族農業従事者の方も加入できます。



ご相談・お申し込みは農業委員会事務局へ

### 定例総会開催日

原則、毎月5日に開催します。(都合により日程変更する場合があります。)

# 公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター をご存じですか?

農地の荒廃・防止、農地集積・集約化のために、  
なら担い手・農地サポートセンター(旧奈良県農業振興公社)ができました。

## 主な仕事

- ①耕作できなくなった方からの農地の借受
- ②借り受けた農地について規模拡大を希望する方への貸付
- ③荒廃農地を貸し付け出来るように再生

※但し、借り受けるためには要件があります。

## メリット

- ・公的機関に預けるので安心です。
- ・貸付期間の終了後は農地が確実に戻ります。
- ・要件を満たせば「機構集積協力金」の交付が受けられます。



公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター ☎0744-21-5020

## インターネットで全国の農地情報が 閲覧できます!



平成27年4月からインターネットで農地情報が閲覧できるシステム『全国農地ナビ』がスタートしました。農地には1筆ごとにピンが付けられ、ピンを選択すると農地情報を見ることができます。

### ●閲覧可能農地情報

- ・所在・地番
- ・地目
- ・面積
- ・農地区分(農振法区分・都市計画法区分)
- ・賃借権等権利設定の内容(権利の種類・存続期間)
- ・その他

※公開の対象となっているのは市街化調整区域内の農地です。



全国農地ナビ <https://www.alis-ac.jp/>

## 生産緑地法の一部が改正されました

### ①「特定生産緑地」制度を新設

※「特定生産緑地」に指定されると買取り申し出期間が、更に10年延長

### ②「一団の農地」の面積要件を緩和

問い合わせ 市都市計画課 ☎53-1759

『人と農地の問題』を  
解決しましょう!

## 人と農地プラン

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の展望が描けない集落・地域が増えています。皆さんの集落・地域はいかがでしょうか?